



平成26年 8 月22日

各 位

会 社 名 株式会社モリタホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 中島 正博  
(コード番号 6455)  
問合せ先 執行役員 管理サービス本部長 金岡 真一  
(TEL 06-6208-1915)

#### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年 8 月22日開催の当社の取締役会において、会社法第195条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更について

###### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成26年 9 月 1 日 (月)

(参考) 平成26年 9 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

## 2. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。  <u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第7条の変更は、平成26年9月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。</u> <u>なお、本附則は第7条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

以上